

大熊町被災者等就労支援業務公募型プロポーザル実施要領

令和2年12月28日

本公募は、令和2年度から令和5年度の継続的事業を行うものであるが、令和3年度、令和4年度、令和5年度事業については、各年度の予算成立が前提であり、今後、内容等が変更になることがあります。

1 本プロポーザル実施の目的

大熊町では、県内外に避難する町民の生活再建や自立に向け、場所や専門性を問わず長期で安定的な雇用を生み出すための就労支援・人材育成事業を行います。

いまだに避難を余儀なくされている町民のコミュニティや繋がりが分断されている中、町民同士の「繋がり」を軸にし、町内企業から仕事を集め掘り起こし、それらを町民へ紹介・マッチングする業務を行います。それ以外にも就労希望者へのきめ細やかな支援や相談対応、人材育成など大熊町に根差した幅広い就労支援事業を効率的に実施するため、高度で豊かな知識やノウハウを有する事業者をプロポーザル方式により選定します。

2 事業・業務の概要

別紙仕様書のとおり。

3 運営者選定の概要

(1) 選定の方法

本プロポーザルは公募型とし、書類審査及びプレゼンテーションによる選定とする。

(2) 選定のスケジュール（予定）

| 実施内容 | 実施期間又は期日 |
|-----------------------|-----------------------|
| 実施要領等の公表 | 令和2年12月28日（金） |
| 質問の受付期間 | 令和3年1月4日（月）～1月7日（木） |
| 質問に対する回答 | 令和3年1月8日（金） |
| 一次審査書類の提出期間 | 令和3年1月12日（火）～1月14日（木） |
| 一次審査及び結果通知 | 令和3年1月15日（金） |
| 二次審査書類の提出期間 | 令和3年1月18日（月）～1月29日（金） |
| 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング） | 令和3年2月上旬 |
| 提案書審査結果の通知 | 令和3年2月中旬 |

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げるすべての項目を満たす単体事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 租税を完納していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体もしくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団または暴力団員もしくは暴力団と密接な関係を有するものでないこと。
- (6) 人材有料職業紹介事業の許可資格と労働者派遣事業の許可資格を有すること。

5 応募に対する制限

次の各項目に該当する者は、プロポーザルに参加できない。

- (1) 審査委員会の委員（以下、「審査委員」という。）
- (2) 審査委員が属する事業者又はその事業者と資本面若しくは人事面において関連がある者。
(注)「資本面において関連がある者」とは、株式会社においては、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業または法人の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
- (3) 審査委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者。
- (4) 審査委員が大学に所属する場合において、その審査委員の研究室に現に所属する者。

6 書類提出の手続き等

(1) 担当課及び書類提出先

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大川原字南平 1 7 1 7

大熊町役場 保健福祉課

TEL: 0240-23-7196 FAX: 0240-23-7847

電子メールアドレス: hokenfukushi@town.okuma.fukushima.jp

※本プロポーザルに関する問い合わせは担当課へ行うこととし、その他関係課等へ問合せすることは禁止する。

(2) 配布資料

- 1) 配布資料は、令和 2 年 12 月 28 日から、町ホームページからダウンロードすることができる。
- 2) 配布資料一式
大熊町被災者等就労支援業務公募型プロポーザル実施要領
大熊町被災者等就労支援業務委託仕様書
参加申込書（様式第 1 号）

誓約書（様式第 2 号）
事業者概要（様式第 3 号）
質問書（様式第 4 号）
技術提案書（表紙：様式第 5 号、表紙以降の頁：任意様式）
守秘義務誓約書（様式第 6 号）
概算見積書（様式第 7 号）
見積明細書（様式第 8 号）

7 質問及び回答

(1) 質問の提出

本実施要領および仕様書の内容等について疑義を生じた場合は、「質問書（様式第 4 号）」に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにて下記アドレスに送付し、電話にて 6（1）の担当課に連絡を入れること。ただし、連絡時間は、閉庁日を除く日の 9 時～17 時までとする。

電子メールアドレス：fukushi@town.okuma.fukushima.jp

(2) 質問提出期間

令和 3 年 1 月 4 日（月）～令和 3 年 1 月 7 日（木）正午まで

(3) 質問の回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめを行い、令和 3 年 1 月 8 日（金）に大熊町のホームページに掲載する。

8 一次審査書類の提出

(1) 提出書類及び部数

| | |
|----------------|-------|
| 参加申込書（様式第 1 号） | : 1 部 |
| 誓約書（様式第 2 号） | : 1 部 |
| 事業者概要（様式第 3 号） | : 1 部 |

(2) 提出期間

令和 3 年 1 月 12 日（火）～令和 3 年 1 月 14 日（木）正午まで

(3) 提出方法

持参の場合：閉庁日を除く日の 9 時～17 時までに 6（1）の担当課まで持参のこと。ただし、提出期間の最終日（令和 3 年 1 月 14 日（木））は 9 時～12 時までに持参のこと。
郵送の場合：配達記録が残る方法で郵送し、郵送後に電話にて 6（1）の担当課に連絡を入れること。提出期間内必着のこと。

9 一次審査及び結果の通知

(1) 審査方法

一次審査書類については、(2) の評価基準に基づいて評価し順位づけを行い、一次審査書類提出者上位 3 者を選定する。なお、評価点上位の者から選定して同点により 3 者以上となった場合は、当該者全てを選定するものとする。

(2) 評価基準

「4 参加資格要件」を満たす事業者を一次審査通過者とする。

(3) 一次審査結果の通知

一次審査終了後、令和3年1月15日（金）に一次審査結果を郵送する。

10 二次審査書類の提出

技術提案書は、「12 優先交渉権者の選定の基準」が判断できる資料を添えて、下記のテーマについての提案をする。技術提案にあたっては、「大熊町被災者等就労支援業務委託仕様書」を参考にすることとし、必要に応じて図表を用いて行うこと。

テーマ①：将来につながる「就労参加の機会づくり」「外部人材の呼び込み」の考え方

テーマ②：就労支援人材育成業務の考え方

テーマ③：業務の進め方

(1) 提出書類及び部数

技術提案書（表紙：様式第5号、表紙以降の頁：任意様式）：10部（仮留め）

守秘義務誓約書（様式第6号）：1部

概算見積書（様式第7号）：1部

見積明細書（様式第8号）：1部

(2) 提出期間

令和3年1月18日（月）～令和3年1月29日（金）17時まで

(3) 提出方法

閉庁日を除く日の9時～17時までに6（1）の担当課まで持参すること。

郵送の場合：配達記録が残る方法で郵送し、郵送後に電話にて6（1）の担当課に連絡を入れること。提出期間内必着のこと。

(4) その他

※ 技術提案書には提出者が分かるように表紙を付けること。ただし、技術提案書の本文には、提出者が特定できるような記述及びロゴ等の記載をしないこと。

※ 技術提案書はA3サイズで、表紙を除いて3枚以内とし、図表の引用を除き読みやすい文字サイズで作成すること。

※ 電子データはPDF形式で保存したものをCD-R等に記録して提出する。

※ 一次審査通過後、技術提案を辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）にプロポーザル名称、法人名称、代表者名（代表者印捺印）、提出日記入の上、提案を辞退する旨を明記して、令和3年1月29日（金）17時までに受付窓口へ持参または郵送すること。

1 1 二次審査及び結果の通知

(1) 審査方法

提出された技術提案書の内容について、下記により開催される審査委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。審査委員会は「1 2 優先交渉権者選定の基準」により審査を行う。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの概要

1) 開催日時：令和3年2月上旬

日時及び詳細については提案者毎に通知する。

2) 開催場所：大熊町役場

3) 提案時間：1 提案者につき、プレゼンテーション20分以内

(プレゼンテーション後、ヒアリング(20分程度)に移る。)

4) 出席者：5人以内

5) その他：プレゼンテーションに使用するノートパソコン等の機器は、提案者が準備する。プロジェクターや投影するスクリーンは、希望があれば保健福祉課が準備する。

プレゼンテーションは、提出した技術提案書を基に行うこととし、技術提案書に記載のない新たな提案等は行わないこと。

(3) 優先交渉権者の選定

審査委員会は、「1 2 優先交渉権者選定の基準」に基づき総合的に能力を審査し、優先交渉権者及び次点者を選定する。

(4) 優先交渉権者の決定

町は審査委員会からの審査経過及び選定結果の報告を受け、優先交渉権者の決定をする。

(5) 選定結果の通知

選定結果及び講評を令和3年2月中旬に大熊町ホームページに掲載すると共に、各提案者に対しても郵送にて個別に結果を通知する。

優先交渉権者及び次点者決定に至った経緯等に係る質問、異議等は一切受け付けない。

1 2 優先交渉権者の選定の基準

技術提案書について審査委員会が次表の評価基準に基づいて総合的に評価を行い、かつ見積額が1 4 (5) の契約限度額を上回っていない者を選定し、優先交渉権者及び次点の者を選定する。応募者が1 者のみの場合であっても、審査委員会において内容を審査して、選定の可否を決定する。

| 評価項目 | 評価事項 |
|--------|---|
| 事業者の実績 | (実績等) ・就労支援、人材育成事業において豊富な実績を有する。 ・リモートワーク事業において豊富な実績を有する。 (キャリア相談、リモートワーク研修等を5年以上行っている) ・リモートワーカーの活用において豊富な実績を有する。 (常時10人以上、計100人以上等) ・国、地方公共団体、独立行政法人又は民間企業等から受注した相双地域の福祉に係る就労支援・人材育成に関する事業実績を有する。 |

| | |
|---------------------|---|
| | (保有資格・許可等) ・人材有料職業紹介事業の許可資格を有する。 ・労働者派遣事業の許可資格を有する。 |
| 事業運営のための体制整備 | ・事業責任者もしくはそれに相当する者が、社会福祉従事者の教育・育成の経験を有する。 ・事業責任者もしくはそれに相当する者が、社会福祉関連の事業経営・運営の経験を有する。 |
| 事業を進める上での具体性 | ・企業確保と就労人材確保の具体的な手法 ・企業と就労人材の結び付けの具体的な手法 |
| 事業運営のための事業者の安全性・健全性 | (コスト管理) ・コスト及びランニングコストを適切なものとするため有効な提案がなされている。 (3カ年後の自立運営に向けた事業・収支計画等含む) |

選定方法については次のとおりとする。

- (1) 各審査員は、各提案書について評価点を算出し、提案書の順位を決定する。
- (2) 各審査員の決定した順位から、各提案書の平均順位を算出し、最も平均順位の高い提案者を優先交渉権者とし、次に平均順位の高い提案者を次点の者とする。
- (3) 提案書の平均順位が同じ場合は、見積額が安価な提案者を上位とし、見積額が同額の場合は審査委員会の合議により順位を決定する。

1.3 失格事項

本プロポーザルに参加する者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に不備があると判断した場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 公平な審査を阻害する行為があった場合。
- (5) 本業務の履行が困難であると認められる状況に至った場合。
- (6) 上記各号に該当するほか、プロポーザルの中で著しく信義に反する等の行為があり、審査委員会により失格であると認められた場合。

1.4 業務委託契約の締結

(1) 業務名称

大熊町被災者等就労支援業務

(2) 業務内容

別紙「大熊町被災者等就労支援業務委託仕様書」のとおり。

(3) 業務委託期間

委託期間は、別途契約締結日より令和6年3月31日までとする。

ただし、契約は年度毎に締結する。

(4) 契約の締結

大熊町は、優先交渉権者を契約の相手方として、契約に係る交渉を行う。優先交渉権者が辞退したとき、資格要件を欠くと判断されたとき又は契約の交渉が不調になったときは、次点候補者を契約の相手方として交渉を行う。

(5) 契約限度額

令和2年度事業総額 4, 281千円（税抜、別途消費税）を上限とする。

令和3年度事業総額 21, 716千円（税抜、別途消費税）を上限とする。

令和4年度事業総額 21, 716千円（税抜、別途消費税）を上限とする。

令和5年度事業総額 21, 716千円（税抜、別途消費税）を上限とする。

※優先交渉権者の決定や予算の執行は、各年度の予算成立が前提となります。また、委託金額については別途毎年と町と協議の上、町が適当と定める額とします。

1.5 委託費の適正な執行について

受託者は、委託事業に係る費用が徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、本事業の趣旨及び目的、本実施要領、委託契約書の内容等を十分に理解した上で、効率的かつ効果的な執行に努めなければならない。不適切な執行があった場合には、契約の取消しや契約金額の減額を行う可能性がある。

1.6 その他の留意事項

- (1) このプロポーザルに要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 技術提案は、1提案者につき1案とする。
- (3) 業務の実績については、日本国内の業務の実績をもって判断するものとする。
- (4) 提出書類は日本語を用いて作成し、通貨は日本円とする。
- (5) 提出後の技術提案書の修正・変更・資料追加は、一切認めない。
- (6) 提出された書類、電子媒体は返却しない。
- (7) 提出された技術提案書の著作権は各提案者に帰属するが、大熊町が公表等により使用する場合、提案書の全部または一部を応募者に断りなく無償で使用する事が出来る。
- (8) 審査結果に対しての異議申し立ては一切受け付けない。
- (9) プロポーザルへの応募者において、提出された書類を雑誌、広報誌、その他の一般の閲覧に供する場合は、担当課の承諾を得ること。
- (10) 本業務に関する具体的な事業は、技術提案書に記載された内容を参考とし、受託者との協議に基づいて行う。
- (11) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力などにより、事業計画の変更又は事業の中止をすることがある。この場合、本業務の契約締結前においては、参加者に対して町は一切の責任を負わないものとする。